

福祉事務所だより



令和6年11月号

発行元：青梅市生活福祉課
☎0428-22-1111

11月～3月は、毎月の保護費に冬季加算が上乗せされます

冬季加算とは、冬季に増加する光熱費などの支出に対応するため、生活扶助基準（毎月の定例保護費の支給額）に上乗せして支給するものです。



支給日	11月～3月までの原則5日（定例保護費と同時支給）
支給額	お住まいの地域、世帯人数、生活状況により変わります。 詳細については担当ケースワーカーにお尋ねください。
加算額 の例	青梅市内（居宅）の場合… ・単身世帯⇒2,630円／月 ・二人世帯⇒3,730円／月

健康診査の受診期限は11月30日です



対象：40歳以上（今年度中に40歳を迎える方を含む）で受診を希望する方

令和6年6月中旬ごろ、「健康診査のご案内」でお知らせした健康診査の受診期限は、令和6年11月30日です。

受診を希望する方は、福祉事務所（生活福祉課）窓口で配布する問診票、医療機関一覧表を受け取ったうえで、早めに受診してください。

予防接種費用の減免には受給証明書が必要です

対象：以下のいずれかに該当する方

- ・接種日に65歳以上で接種を希望する方
- ・接種日に60歳以上65歳未満の心臓・じん臓・呼吸器の障害またはヒト免疫機能障害により身体障害者手帳1級相当で接種を希望する方

令和6年10月1日より、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の予防接種が始まります。生活保護受給者の方は、福祉事務所窓口で発行する「生活保護受給証明書」を持参する事で無料で受けることができます。

対象医療機関、持ち物、予約の有無等の詳細については、広報おうめ10月1日号または市ホームページ（QRコード参照）にてご確認ください。



△インフルエンザ



△新型コロナウイルス
感染症

受給証明書



収入申告を忘れていませんか？

年金や給与、アルバイト代（未成年者を含む）、保険金、保険料の還付金、ネットオークション・フリマによる売上金、親族・知人からの仕送り等、お金が手元に増える場合はすべて収入として福祉事務所への申告が必要です。

申告していない収入が判明した場合は、支給した保護費を返してもらうことになります。また、状況によっては、法律で罰せられたり、返還額が加算されることもあります。

収入があった場合や収入額が変わったときは、金額にかかわらず必ず福祉事務所に申告してください。

～主な申告漏れの例～

- ・子どものアルバイト収入が入ったが、子どもの収入は対象外だと思っていた。
- ・オークションやフリマで不用品を販売して売上金が入金されたが、少額だったため申告しなかった。
- ・生活保護受給前に加入していた保険の還付金や給付金が入金されたが、気付かなかった。
- ・年金の受給を開始していたが、よくわからないのでそのままにしていた。



医療機関を受診するときは、 事前連絡を忘れずに

医療機関（病院、診療所、薬局等）を受診するときは、月ごと、医療機関ごとに発券する医療券が必要です。

医療券を持たずに医療機関を受診しようとした場合、受給状況を確認できないため、医療費が全額自己負担となったり、受診を断られる場合もあります。

医療機関を受診する場合は、土・日曜日、祝日や夜間の緊急時を除き、必ず事前に連絡して医療券の発券を受けてください。

また、通院先医療機関を変更する場合も必ず福祉事務所に連絡してください。



各種申請・申告は LoGoフォームの活用を！

一部の申請・申告手続きがPC、スマートフォン等で行えるようになりました。下記、QRコードより市ホームページ経由でLoGoフォームにアクセスできます。

【対象の手続き】

- 収入・無収入申告
- 就労状況報告
- 年金改定額の報告
- 一時扶助の申請
 - ・住宅更新料
 - ・学習支援費(学生の部活動代)
 - ・通学交通費
 - ・おむつ代



△市ホームページ

申請手続きは、電子申請システム「LoGoフォーム」を使用し、オンライン上で行います。使用に伴う通信料等は利用者の負担です。